

# 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 令和4年度（2022年度）進捗状況



令和6年（2024年）2月

枚方市

# 目次

<b>I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 基本計画の位置付け .....	1
2. 基本計画の体系 .....	1
3. 基本計画の計画期間 .....	2
<b>II 令和4年度の進捗状況</b> .....	<b>3</b>
基本方向1 人権教育の推進 .....	3
基本方向2 人権啓発の推進 .....	6
基本方向3 人権相談・支援体制の充実 .....	8
基本方向4 関係団体、市民団体等との協働 .....	10

## ※別冊 令和4年度 人権施策における取り組み一覧

本冊子は、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（以下、「基本計画」という。）を総合的・計画的に推進するため、様々な人権問題に係る施策（以下、「人権施策」という。）の進捗状況を取りまとめたものです。

I では、基本計画の概要として、基本計画の位置付けや体系、計画の期間などを説明し、II では、4つの基本方向ごとに、各人権問題に係る令和4年度の取り組みについて掲載しており、「2. 主な取り組み」では、別冊「令和4年度 人権施策における取り組み一覧」の中から、特徴的な取り組みや力を入れて取り組んだものを掲載しています。

人権施策における取り組みに対しては、毎年、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」等において確認するとともに、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（※）からご意見をいただくほか（定性評価）、5年を目途に市民意識調査を行い、中長期的な効果を数値で評価します（定量評価）。

※枚方市人権尊重のまちづくり審議会とは、市の人権施策に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議する組織で、学識経験者や関係団体等、市民の15人で構成しています。基本計画の策定に当たって、市は同審議会に諮問し、答申を受けました。

# I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要

## 1. 基本計画の位置付け

### ○ 「人権尊重のまちづくり」の基盤(ベース)となる計画

市の最上位計画である総合計画の基本目標の一つ「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画である。幅広い人権課題とそれらの取り組みの方向性を横断的・総合的に示している。

### ○ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年(2000年)に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年(2004年)に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定。

本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定するもの。

## 2. 基本計画の体系

### (1) 基本理念

『市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、  
多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める』

### (2) 基本方向

基本理念の実現に向け、あらゆる取り組みの礎に人権の尊重を置き、4つの基本方向から分野横断的に人権施策を展開する。中でも時代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育\*1の充実に努める。

#### 基本方向1 人権教育の推進

- (1) 学校園などにおける人権教育の充実
- (2) 地域における人権教育の重要性
- (3) 家庭における人権教育の充実
- (4) 企業等における人権教育の充実
- (5) 参加・体験型学習の充実

#### 基本方向2 人権啓発の推進

- (1) 効果的な人権啓発事業の実施
- (2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

#### 基本方向3 人権相談・支援体制の充実

#### 基本方向4 関係機関、市民団体等との協働

\*1 人権教育：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く。）」と定義している。

### (3) 様々な人権問題

基本計画内では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題を次の17分類で掲載している。

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障害のある人の人権
5. こころの病(うつ病など)に関する人権
6. 部落差別(同和問題)
7. 外国人の人権
8. HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権
9. 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権
10. 犯罪被害者やその家族等の人権
11. ホームレスの人権
12. 性的マイノリティ(LGBT等\*2)の人権
13. 職業や雇用をめぐる人権
14. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント
15. インターネットによる人権侵害
16. ひきこもりの状態にある人の人権
17. 様々な人権問題

### 3. 基本計画の計画期間

基本計画は、10年間を計画期間とした中長期的な計画で、令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)を前期、令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)を後期とし、社会情勢の変更等に対応するため、中間見直しを行う。

毎年、関係各課の取り組み状況をもとに評価(定性評価)を行い、5年を目途に、市民意識調査を実施する(定量評価)。その結果を中間見直しの際に、計画へ反映させるものとする。

年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)
枚方市人権尊重の まちづくり基本計画	← 前期					← 後期 →				

\*2 LGBT等：同性愛、両性愛、性別違和など性的少数者を表す総称。Lesbian(レズビアン、同性を好きになる女性)、Gay(ゲイ、同性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシュアル、異性も同性も好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、出生時に定められた性別と違う性別を生きる人、生きたい人)、これらの頭文字を取ってLGBTと称される。LGBTQやLGBTQ+ということもあるが、本進捗管理では令和4年6月に策定した本計画の表記「LGBT等」としている。Questioning(クエスチョニング)は、自分の性のあり方がわからない、決められない、決めない人、+(プラス)は、それ以外の様々な性を表す。

## Ⅱ 令和4年度の進捗状況

---

### 基本方向Ⅰ 人権教育の推進

---

#### 1. 課題・取り組みの方向性等

- 市民意識調査から、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「何もしなかった」人は36.1%、「同調した」人は5.5%と、人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が41.6%を占めた。
- 学校教育の人権学習が人権意識の向上に大きく貢献することから、自他を大切にすることを養い、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じた人権教育を推進する。
- 市民一人ひとりが主体的に人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重した豊かな地域社会を目指すことができるよう、学習機会や情報提供の充実が求められる。

#### 2. 主な取り組み

##### (1) 学校園などにおける人権教育の充実

###### 【児童・生徒向け】DV\*3予防教育プログラム <1 女性>

性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打つ取り組みの一環として、男女の対等性や暴力を伴わない人間関係などを学ぶDV予防教育を市立10小学校、9中学校で実施した。

###### 【児童・生徒向け】「ともに学び、ともに育つ」教育の推進 <4 障害のある人>

共生社会の実現を目指し、障害のある幼児・児童・生徒等の人権尊重を基本に、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を実施した。障害のある子どもが必要な支援を受けられるよう、保護者が、通常の学級、通級指導教室、支援学級の中から最も適した教育を毎年選べるように取り組んだ。

##### (2) 地域における人権教育の充実

###### 【市民・地域コミュニティ等向け】認知症サポーター養成講座 <3 高齢者>

認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるため年5回講座を開催した。また、地域包括支援センターと協力し、地域のコミュニティや企業等に対しても講座を開催した。

###### 【市民・関係機関向け】心のサポーター養成研修 <5 こころの病(うつ病など)>

メンタルヘルスや精神疾患への理解を深め、心のサポーターが養成されることで、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的にオンラインで研修を実施した。

###### 【外国人向け】日本語ボランティア養成講座・ボランティアステップアップ講座 <7 外国人>

会話や読み書きに困っている外国人に対し、ボランティアとして日本語を指導する方法を学び、ステップアップを目指す講座を実施した。

---

\*3 DV：ドメスティックバイオレンス。配偶者や親密なパートナーからの暴力のこと。。

### (3) 家庭における人権教育の充実

#### 【保護者向け】親支援プログラム <2 子ども>

暴力や暴言ではなく、前向きな方法で子育てをしていくための、子育てプログラム(幼児対象)を1回(全7セッション)、幼児から小学4年生までの保護者を対象とした子育て講座を1回、思春期の保護者対象の講座を1回実施した。

### (4) 企業等における人権教育の充実

#### 【留守家庭児童会室職員向け】「発達障害の基礎知識」 <2 子ども、4 障害のある人>

発達障害の基礎知識をテーマに、大学教授による研修を実施した。

#### 【教職員向け】人権研修 <2 子ども、6 部落差別(同和問題)>

新任教職員向けに、いじめや虐待、性的マイノリティなどクラスで様々な人権課題が生じたときの対応について考えるグループワークなどの研修を実施した。また、学校園の人権教育担当者向けに、同和教育に対する理解を深める講演会を実施した。

#### 【市職員向け】職員研修 <4 障害のある人、6 部落差別(同和問題)、14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント、17 様々な人権問題>

全次長・課長を対象に職場研修に繋がる障害者雇用に関する研修、新任課長代理及び新入職員を対象に部落差別につながる問い合わせ対応などについての研修、新任係長及び新任主任を対象に多様な人権問題とその関わり方についての研修など、職員の人権意識の向上を図るため、様々な研修を実施した。また、ハラスメントをしない、受けない職場づくりのため、職員の意識啓発及びハラスメントの未然防止を図ることを目的に、正職員及び任期付職員・会計年度任用職員等を対象に、ハラスメント防止研修を実施した。

#### 【市職員向け】人権擁護推進本部研修 <11 ホームレス>

あまり知られていないことにより置き去りにされてしまいがちな人権問題として、ホームレスの人権問題をテーマに研修会を実施し、庁内のストリーミングシステムを活用し、全職員が視聴可能とした。

#### 受講した 職員の声

- ・ホームレスの方に対する偏見は、自分自身にも少なからずあったのではないかと思います。今回の研修はそうした偏見をなくすことに繋がったように感じた。
- ・貧困は自己責任ではなく、人権を尊重しやり直す機会を提供できる社会を構築していく必要性を理解した。

#### 【事業者向け】研修会「個人情報漏洩問題に学ぶ企業と人権」 <15 インターネットによる人権侵害>

枚方事業所推進連絡会の会員研修として「企業における個人情報保護の重要性」をテーマに動画研修を実施し、30回の視聴があった。

### (5) 参加・体験型学習の充実

#### 【市民向け】スポーツチャレンジフェスタ 講演会「あきらめない心」 <4 障害のある人>

車いすソフトボール、座った状態で行うシッティングバレーボールの体験会や義足の走り幅跳びジャンパー中西麻耶選手による講演会を実施し、149人参加した。

#### 【市民向け】国際理解講座「読めないお知らせ」 <7 外国人>

外国人の立場になって「読めないお知らせ」をテーマにワークショップを実施し、5人参加した。

### 3. 審議会からの意見

性犯罪や性暴力は性別問わず起こるという意識、認知症になっても社会参画や意見表明ができるという認知症観など、新しい人権意識が持てるような人権教育を推進する必要がある。

また、学校園においては、当事者の話を直接聞く機会を設けるなど、人権教育の時間を計画的に設けることを期待する。このほか、行政や学校園における取り組みだけでなく、企業における人権教育にも積極的に取り組んでいただきたい。

### 4. まとめ

教職員向け研修や児童・生徒向けの人権教育においては、疑似体験の実施や当事者の話を聞くなど、各校において様々な取り組みを行っているが、今後も引き続き、効果的な研修や授業となるよう取り組みを進めていく。

また、企業における人権教育については、枚方事業所人権推進連絡会で行う会員向け研修の他、会員以外の企業が参加できる研修会を企画するなど、積極的に人権教育を推進していく。

#### コラム

##### 小中学校での人権の取り組み

市立小中学校では、様々な人権問題に関する教育に取り組んでいます。

性的マイノリティ（LGBT等）の理解促進では、杉中学校が毎年6月に1年生向けに性的マイノリティの当事者による講演会と相談を実施しています。令和4年の制服リニューアルでは、「スカートでもスラックスでも性別に関係なくはきたいものをはく」との思いから、スカートとスラックスのチェック柄を変えるというアイデアが生徒から出るなど、一歩先の社会を見据えた取り組みが広がっています。

また、多文化共生の分野では、招提北中学校で1年生が府内のコリアタウンを訪れ、在日韓国・朝鮮人の生活や文化などを学んでいます。事前学習で、当事者から歴史や差別の現実に関する話を聞いてから訪れることで、より理解を深め、当日は、ガイドの方の案内によるフィールドワークやチャンゴ、ユンノリ（韓国のすごろく）、ハングル体験を通して文化に触れています。

その他、小学校での人権学習の取り組みでは、津田小学校で、性暴力の被害者にも加害者にもならないための「生命（いのち）の安全教育」を6年生の児童を対象に実施（写真右）。相手のことは好きだけれど、嫌なことは嫌！と断り、自分も相手も大切にすることなどを学びました。市立小中学校では、人権教育を教育の原点と位置づけ、日々の学校生活の中で、児童生徒への人権教育を推進しています。



## 基本方向2 人権啓発の推進

### 1. 課題・取り組みの方向性等

- 「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて 6.8%であったが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えている。差別をされる側に努力を求めめるのではなく、「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められている。
- 内容を知らない人権問題については、特に人権上の深刻な問題と考えられにくく、置き去りにされがちであるため、丁寧な啓発が必要である。

### 2. 主な取り組み

#### (1) 効果的な人権啓発事業の実施

##### ヤングケアラー\*4をテーマにした取り組み <2 子ども>

子どもが家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行うヤングケアラーについて、広報ひらかたに特集記事を掲載し、シンポジウム「ヤングケアラーが「いきる」社会をつくる」を実施し、232人参加した。

※コラム参照

##### 人権文化セミナー <2 子ども、16 ひきこもりの状態にある人>

「孤立からつながりへ」をテーマに、ひきこもりと若者支援についての講演会を実施し、76人参加した。

##### 講座「生きること」<9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族>

様々な分野で活動してきた講師の生きざまを語っていただき、「生きること」について考える機会を提供することで人権意識の高揚に繋げる連続講座「生きること」において、コロナ禍における医療従事者への差別等についての講演会を実施し、144人参加した。

##### 映画上映会「ウィル de シネマ」<12 性的マイノリティ(LGBT等)>

性の多様性に対する理解促進を図るため、男女共生フロア・ウィルの映画上映会「ウィル de シネマ」において幼少期に置けるトランスジェンダー\*5と家族の関りを描いた映画「リトル・ガール」を上映し、106人参加した。

#### (2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

##### アンコンシャスバイアス\*6をテーマにした講演会 <1 女性>

男女共同参画週間事業として、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を目的に、動画配信による講演会及び動画上映会を行った。動画の視聴回数は161回、動画上映会には3人参加した。



- ・自分自身気を付けているつもりでも、多くのアンコンシャスバイアスを内包しているということに気づいた。
- ・アンコンシャスバイアスは社会的弱者に向けられたときに差別につながっていくのだろうと強く感じました。
- ・性別や年齢等で、自分で自分の可能性を狭めていることが理解できた。

\*4 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

\*5 トランスジェンダー：体の性と心の性の不一致の人。

\*6 アンコンシャスバイアス：無意識の偏見や思い込みから偏ったものの見方をしてしまうこと。

## 京阪枚方市駅でのデジタルサイネージ\*7 <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族>

HIV 検査普及週間・世界エイズデーに合わせて、デジタルサイネージを用いて知識・検査の普及を行った。

## 就職差別撤廃街頭啓発 <13 職業や雇用>

6月の就職差別撤廃啓発月間に合わせ、枚方市駅周辺で街頭啓発を実施した。また、枚方事業所人権推進連絡会の会員事業所に啓発リーフレットを配布した。

### 3. 審議会からの意見

固定的な性別役割分担は、市民の暮らし方や働き方に深く関わる課題であることから、人権啓発において、継続的に取り組んでいただきたい。また、良いイベントを企画しても、参加者が少ないと啓発の効果が少なくなってしまうので、ひらかたポイントの付与など、イベントに参加してもらえる工夫をもっと増やすことにより、啓発の効果を高めていただきたい。

### 4. まとめ

固定的な性別役割分担意識の解消に向けては、引き続き、対象者や内容を工夫しながら、継続的に啓発する機会を設けていく。啓発イベントへの参加者を増やす工夫として、ひらかたポイントの付与を実施しているイベントはあるが、人権啓発のイベントにおいては、実施数が少ないため、積極的な活用を検討する他、講師の選定など、引き続き、市民の参加意欲を高める工夫を検討していく。

## コラム

### ヤングケアラーの実態を知ることから～子どもの人権を守る

本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」は、家事や介護で学校に行けないなど子どもの人権に関わる問題です。市内のヤングケアラーの実態を調べるため、令和4年に初の実態調査を実施しました。

対象は市立小中学校に通う全小学5・6年生と全中学生の他、教育・保育施設、相談支援機関、地域のボランティアなどで、「家族のお世話やお手伝いをしている\*8」子どもは小学生で16%、中学生で7.4%という結果が出ました。内容は家事負担が小学生で68.2%、中学生で64.5%と最も多かったことから、支援が必要な世帯にヘルパーを派遣する事業を始めたほか啓発に力を入れ、支援団体との共催によるシンポジウムや、市の担当職員、教員、民生委員・児童委員向けの研修などを実施しました。「なんかあったら、いつでも言ってね」という声かけなど、まずは程よい距離で見守ることがヤングケアラーにとって大切なことだと言われています。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

出典：こども家庭庁  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)  
(参照 2023-11-27)

\*7 デジタルサイネージ：電子看板。ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称。

\*8 お世話・お手伝い：子ども本人はヤングケアラーと自覚せず、「お手伝い」と捉えていることがあることを考慮し、あえてこのような表現の設問としている。

## 基本方向3 人権相談・支援体制の充実

---

### 1. 課題・取り組みの方向性等

- 市民意識調査の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む割合が高いことがわかった。
- 多様化・複雑化する人権問題に対し、重層的支援体制<sup>\*9</sup>を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、市民に寄り添った総合的な相談支援体制を充実させることが求められている。

### 2. 主な取り組み

#### (1) 人権相談

##### SNS 相談の実証実験 <2 子ども>

いじめや虐待などの事象の早期把握・対応につなげる仕組みづくりとして、市立小中学生に一人一台配付しているタブレットを用いて、子どもたちが自分の「気持ち」と「健康」を発信し、SNS での相談機能も有するアプリ「ぼーち」の導入の実証実験を実施した。

##### こころの健康相談 <5 こころの病(うつ病など)>

こころの病について相談を実施し、令和4年度は延べ5,189件対応した。

##### ホームレス巡回相談指導事業 <11 ホームレス>

巡回相談で、健康や生活状況を見守りながら、医療機関の紹介、仕事探しのお手伝い、借金問題の相談、生活保護等各種制度活用に関する助言等、ホームレス状態からの脱却に向けた相談・支援を実施した。

##### 生活困窮者自立相談支援機関におけるひきこもり相談 <16 ひきこもりの状態にある人>

全ての世帯を対象に、ひきこもり状態にある方やその家族等からの相談を確実に受けとめ、必要に応じて関係機関や窓口と連携し、支援に関する情報の共有を行った。

##### 人権擁護委員による人権相談 <17 様々な人権問題>

毎週月曜日9時～12時で人権擁護委員による人権相談を実施した。

##### 人権なんでも相談 <17 様々な人権問題>

特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託している相談事業で、令和4年度は相談時間を週1回夜間と月1回土曜日も増やし、市民からの人権相談333件に応じた。

#### (2) 支援体制

##### 生理用品無償配置の実証実験 <1 女性>

男女の身体的な違いへの理解促進を図るとともに、性差を踏まえ女性の負担軽減を目的に実施。6月と9月に違うタイプの箱を市庁舎の女性トイレ個室に設置し、どれくらいの利用があるか実証実験した。

---

<sup>\*9</sup> 重層的支援体制：市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談や支援などを包括的に行う体制のこと。

## 広報ひらかた 多言語対応アプリで配信 <7 外国人>

広報ひらかたを多言語対応アプリ「Catalog Pocket\*<sup>10</sup>」で、英語、中国語簡体字・繁体字、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、日本語で配信した。

## HIV 匿名検査 <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族>

匿名で HIV 検査を受けられるとともに、検査前や結果返却時の相談体制を整えた。

## インターネット上の誹謗中傷に対するモニタリング開始 <15 インターネットによる人権侵害>

特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会への委託事業として、インターネット上のモニタリング\*<sup>11</sup>を開始した。枚方市(地区)及び枚方市民に係る差別的な情報や書き込みを対象とし、令和4年度は1件法務局に削除要請を行った。

## 避難所の運営 <17 様々な人権問題>

要配慮者が安心して避難生活ができるように簡易ベッド、間仕切りパーティションの配備を行った。

※コラム参照

## 3. 審議会からの意見

相談・支援体制として、外国人のために多言語対応を進めていることは素晴らしい。利用した外国人の意見等を確認できるようになるとさらに良いと思う。いじめ対応については、SNS 相談を含め、相談者が支援につながりやすい手法について、検討いただきたい。

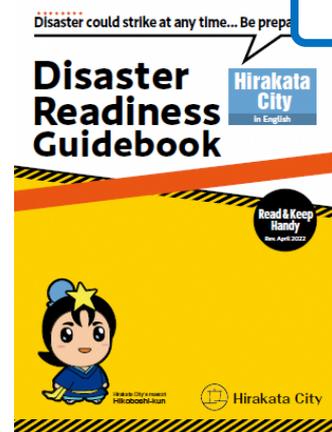
## 4. まとめ

広報誌の多言語対応については、利用者の意見等の聞き取りを進めることで、今後の充実・改善を目指していく。いじめの相談対応においては、令和5年度から電話・面接・メール・お手紙による相談・SNS相談などにより受け付けている。相談者が支援につながりやすい手法など、相談支援体制については、引き続き充実を図っていく。

### 災害時の外国人の人権

避難所運営でも人権に配慮した取り組みを推進しており、危機管理対策推進課では、市内に住む外国人が災害時に困らないよう、外国語版ハザードマップを作成しています。令和4年度は、近年人口が増えているベトナム語版を増やし、計6カ国の言語に対応しました。

ハザードマップには、地震や大雨による災害リスクの予測や避難場所など身を守るために欠かせない情報を掲載しており、市ホームページへの掲載や市役所や各支所で配布しています。このほか、避難所運営の初動キットに、外国語のコミュニケーションボードを準備するなど、外国人も日本人も困らず、互いの人権を守ることで取り組んでいます。



コラム

\*<sup>10</sup> Catalog Pocket(カタログポケット)：アプリの名称。このアプリを利用することで、広報ひらかたを10言語で表示することが可能。

\*<sup>11</sup> モニタリング：インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、差別を助長する表現など、インターネット等への差別的な書き込みが後を絶たないことから、悪質な書き込みをモニタリング(監視)することにより抑止効果を図っている。

## 基本方向4 関係団体、市民団体等との協働

### 1. 課題・取り組みの方向性等

- 市民意識調査から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は 94.3%で、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取り組みも必要である」と考える人の割合も高いことがわかった。引き続き、さらなる意識醸成に努める必要がある。
- 人権施策は市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、推進することが求められている。
- 市民に寄り添った相談や啓発活動の充実を図るため、各分野における関係機関等との連携を図る。

### 2. 主な取り組み

#### 「学校トイレ整備における基本的な考え方」の策定 <2 子ども>

より多くの児童生徒等がよりストレスなくトイレを使用できることを目的として、「学校トイレ整備における基本的な考え方」を策定した。(学校のトイレ研究会・特定非営利活動法人 QWRC)

#### 高齢者虐待防止ネットワーク会議 <3 高齢者>

高齢者虐待の相談先である地域包括支援センターと協力し、介護保険事業者や警察等との連携強化を目的にネットワーク会議を4エリアに分け実施した。(地域包括支援センター・枚方警察・交野警察・市内介護保険事業者) ※コラム参照

#### 日本語ボランティアに関する講座の実施 <7 外国人>

会話や読み書きに困っている外国人に、ボランティアとして日本語を指導する方法を学ぶ、またステップアップを目指す講座を実施した。(公益財団法人 大阪 YWCA)

#### 大阪府被害者支援調整会議における取り組み <10 犯罪被害者やその家族等>

大阪被害者支援アドボカシーセンター<sup>\*12</sup>が調整役となる大阪府被害者支援調整会議に出席し、被害者が求める支援計画に基づき、適切な支援につなげた。(認定特定非営利活動法人 大阪府被害者支援アドボカシーセンター)

#### パートナーシップ宣誓制度<sup>\*13</sup>連携協定 <12 性的マイノリティ(LGBT等)>

自治体ごとの制度であったパートナーシップ宣誓制度において、宣誓者の転出入に係る手続き負担軽減を図るため、大阪府内で同様の制度を実施している自治体間で協定を締結した。

協定締結自治体(令和4年度時点):大阪府、大阪市、堺市、貝塚市、茨木市、富田林市、大東市、交野市、枚方市

### 3. 審議会からの意見

行政以外にも人権相談や支援等に取り組んでいる専門機関や特定非営利活動法人などがある。互いの取り組みを知った上で、連携を強化していただきたい。

<sup>\*12</sup> 大阪被害者支援アドボカシーセンター：犯罪や事故等による被害者とその遺族への相談、支援活動およびその権利を擁護し声を代弁することを目指して活動している認定特定非営利活動法人。

<sup>\*13</sup> パートナーシップ宣誓制度：性的マイノリティ当事者の方が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うパートナー関係であると宣誓したことを公に証明する制度。

## 4. まとめ

NPO法人との意見交換については、これまでも実施してきたが、人権問題に関する取り組みについても、関係団体と情報共有を行い、連携強化に努めていく。

### コラム

#### 地域のネットワークで高齢者の虐待防止

介護保険事業者や警察等との連携強化を目的に、健康福祉総合相談課では高齢者虐待の相談先である地域包括支援センターと協力して開催している「高齢者虐待ネットワーク会議」を、令和4年度からは市内4エリアに分けて実施しています。これにより、ケアマネジャーなどから「それぞれのケースについて、細かく意見が届けられるようになった」との声が出ています。コロナ禍で連携が難しくなっていた反省を踏まえ、きめ細かな対応を目指します。



枚方市人権尊重のまちづくり基本計画  
令和4年度(2022年度)進捗状況

発行 令和6年(2024年)2月

事務局 枚方市市長公室人権政策室

住所:〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話:072-841-1259/ファクス:072-841-1700